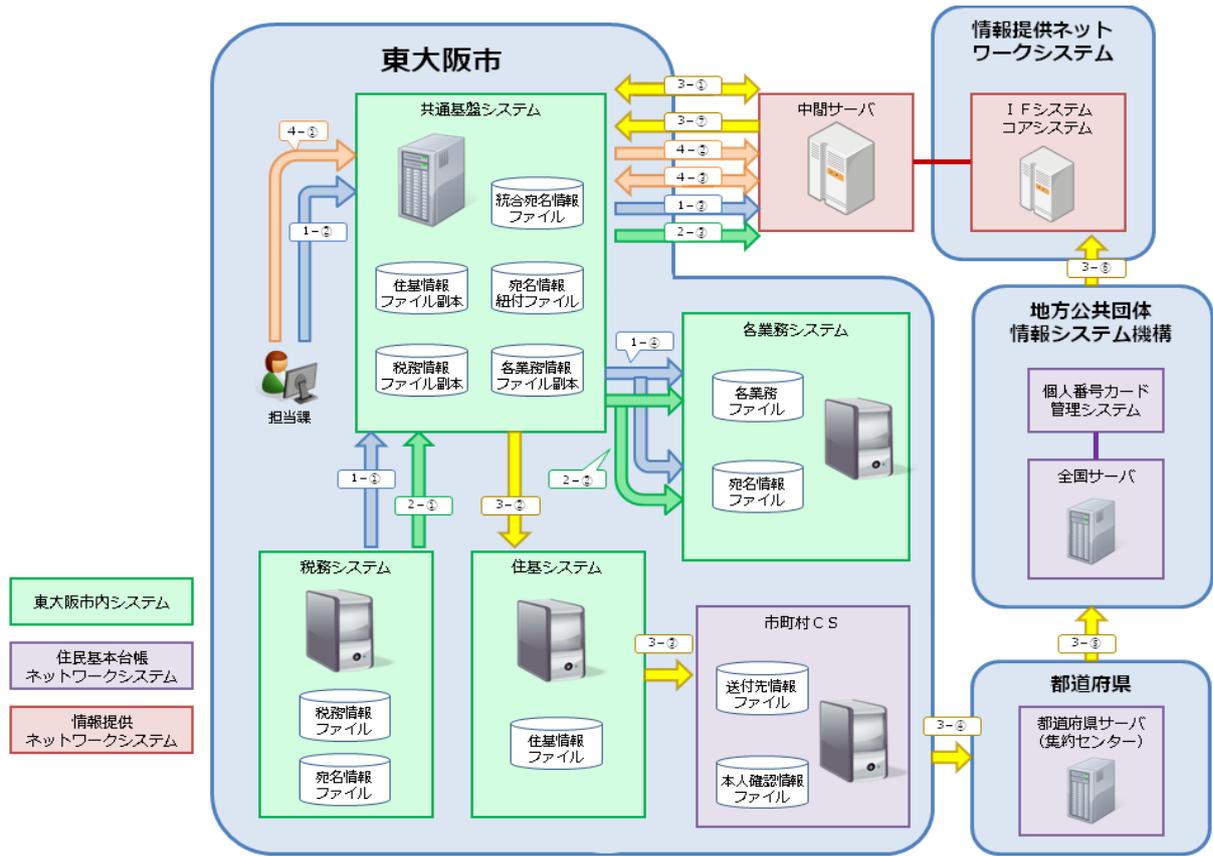


(別紙1) 共通基盤システムに関連する情報の流れ



(備考)

1. 宛名情報に関するデータの連携及び登録
 - 1-①. 業務システムにて登録または更新された宛名情報を、共通基盤システムに連携する。
 - 1-②. 共通基盤システムにて宛名情報の照会・登録・修正・削除を行う。
 - 1-③. 共通基盤システムに送信された宛名情報を、中間サーバに送信する。
 - 1-④. 共通基盤システムに送信された宛名情報を、各業務システムに送信する。
2. 業務情報に関するデータの連携及び登録
 - 2-①. 業務システムにて登録または更新された業務情報を、共通基盤システムに連携する。
 - 2-②. 共通基盤システムに送信された業務情報を、各業務システムに送信する。
 - 2-③. 共通基盤システムに送信された業務情報を、中間サーバに送信する。
3. 符号取得に関するデータの連携及び登録
 - 3-①. 共通基盤システムにおいて宛名情報が新規登録されることに伴い、中間サーバに対し処理通番の発行を依頼し、処理通番を受領する。
 - 3-②. 処理通番及び当該宛名情報を、住基システムに送信する。
 - 3-③. 処理通番及び住民情報を、市町村CSに送信する。
 - 3-④. 市町村CSにて送信された情報を当該都道府県の都道府県サーバに送信する。
 - 3-⑤. 都道府県サーバへ送信した情報は全国サーバへ送信される。
 - 3-⑥. 全国サーバへ送信した情報は情報提供ネットワークシステムへ送信される。(中間サーバ内に符号が格納される。)
 - 3-⑦. 中間サーバから共通基盤システムに対し、符号取得が完了した旨の通知がされる。
4. 特定個人情報の照会・提供
 - 4-①. 共通基盤システムから対象者に係る特定個人情報の照会または提供を行う。
 - 4-②. 共通基盤システムにて送信された情報を中間サーバに送信する。
 - 4-③. 特定個人情報の照会の場合は、情報提供ネットワークシステムへ必要な要求を行い、その結果を共通基盤システムへ送信する。

特定個人情報の提供の場合は、当該情報を中間サーバに登録し、その処理結果を共通基盤システムへ送信する。

(別紙2)-(2) 特定個人情報ファイルの記録項目

課税資料ファイル ※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名	項目名
1 課税年度	55 分離株式譲渡所得(一般)
2 宛名番号	56 分離株式譲渡所得(新株)
3 更新年月日	57 分離株式譲渡所得
4 更新職員ID	58 分離株式譲渡課税所得
5 資料区分	59 山林所得特別控除前
6 資料管理番号	60 山林所得
7 納税者(受給者)の個人番号	61 山林課税所得
8 事業所番号	62 退職所得
9 控除対象配偶者区分	63 退職課税所得
10 同一生計配偶者区分	64 総合課税所得
11 本人該当	65 総合短期譲渡特別控除前
12 配偶者未成年区分	66 総合長期譲渡特別控除前
13 障害区分	67 一時所得特別控除前
14 老人・寡婦・勤労学生区分	68 先物取引所得
15 扶養人数	69 先物取引課税所得
16 特定	70 分離株式譲渡所得(未公開)
17 年少	71 分離株式譲渡所得(上場)
18 老人同居	72 分離配当所得
19 老人	73 分離配当課税所得
20 その他	74 株式譲渡繰越控除
21 その他(16歳以上18歳以下)	75 先物取引繰越控除
22 その他(23歳以上69歳以下)	76 居住用財産繰越控除
23 扶養障害人数	77 配当所得
24 特別障害者人数	78 非居住特例
25 普通障害者人数	79 変動所得
26 扶養者情報	80 前年変動所得
27 扶養者の宛名番号	81 前々年変動所得
28 扶養者の個人番号	82 臨時所得
29 扶養区分	83 平均課税対象額
30 所得金額	84 純損失
31 営業等所得	85 雑損失
32 農業所得	86 総所得金額等
33 その他事業所得	87 一般給与所得
34 不動産所得	88 公的年金所得
35 利子所得	89 その他雑所得
36 配当所得(所得税)	90 免税所得
37 給与所得	91 特例肉用牛所得(売却額)
38 雑所得	92 土地等事業所得
39 総合短期譲渡所得	93 超短期土地等事業所得
40 総合長期譲渡所得	94 非課税所得
41 一時所得	95 特例肉用牛課税所得
42 長短期一時所得1/2	96 収入金額
43 分離短期譲渡特別控除前(一般)	97 営業等収入
44 分離短期譲渡所得(一般)	98 農業収入
45 分離短期譲渡特別控除前(軽減)	99 その他事業収入
46 分離短期譲渡所得(軽減)	100 不動産収入
47 分離短期譲渡課税所得	101 利子収入
48 分離長期譲渡特別控除前(一般)	102 配当収入
49 分離長期譲渡所得(一般)	103 給与収入
50 分離長期譲渡特別控除前(特定)	104 雑収入(公的年金)
51 分離長期譲渡所得(特定)	105 雑収入(その他)
52 分離長期譲渡特別控除前(軽課)	106 分離株式譲渡収入(一般)
53 分離長期譲渡所得(軽課)	107 分離株式譲渡収入(新株)
54 分離長期譲渡課税所得	

項目名	項目名
108 退職収入	161 扶養控除
109 専従者給与収入	162 基礎控除
110 専従者給与所得	163 配偶者合計所得
111 先物取引収入	164 専従者控除合計額
112 分離株式譲渡収入(未公開)	165 地震保険料控除
113 分離株式譲渡収入(上場)	166 特別控除額
114 分離配当収入	167 配当控除
115 総合短期譲渡収入	168 住宅取得等特別控除
116 総合長期譲渡収入	169 政党等寄附金特別控除
117 一時収入	170 災害減免額
118 分離短期譲渡収入(一般)	171 外国税額控除
119 分離短期譲渡収入(軽減)	172 定率減税額
120 分離長期譲渡収入(一般)	173 分離短期譲渡特別控除(一般)
121 分離長期譲渡収入(特定)	174 分離短期譲渡特別控除(軽減)
122 分離長期譲渡収入(軽減)	175 分離長期譲渡特別控除(一般)
123 山林収入	176 分離長期譲渡特別控除(特定)
124 支払金額	177 分離長期譲渡特別控除(軽減)
125 医療費支払額	178 山林所得特別控除
126 旧個人年金保険料	179 総合譲渡特別控除
127 旧長期保険料	180 一時所得特別控除
128 社会保険料	181 住宅耐震改修特別控除
129 寄附金支払額(特例控除)	182 住宅借入金等特別控除可能額
130 寄附金支払額(市町村指定)	183 電子証明書等特別控除
131 寄附金支払額(道府県指定)	184 住宅借入金等特別控除見込額
132 寄附金支払額(募金・日赤)	185 長期優良住宅新築等特別税額控除
133 1号支払額	186 既存住宅特定改修特別税額控除
134 2号支払額	187 認定NPO法人等特別税額控除
135 3号支払額	188 配当割
136 短期保険料	189 株式譲渡所得割
137 旧一般生命保険料	190 特定支出控除
138 地震保険料	191 退職所得控除額
139 新一般生命保険料	192 外国税額控除対象額(道府県民税)
140 新個人年金保険料	193 外国税額控除対象額(市町村民税)
141 介護医療保険料	194 投資・リース税額控除
142 国民年金保険料等の金額	195 相当年度
143 医療費補てん額	196 基準日
144 寄附金支払額(所得税)	197 表内エラー区分
145 寄附金支払額(地方税)	198 取消区分
146 控除金額	199 エラー資料件数表示ボタン
147 雑損控除	200 非合算区分チェックボックス
148 医療費控除	201 修正未完チェックボックス
149 社会保険料控除	202 カナ氏名
150 小規模共済掛金控除	203 入力生年月日
151 生命保険料控除	204 電話番号
152 損害保険料控除	205 徴収方法区分コンボボックス
153 寄附金控除	206 納税者番号
154 寄附金控除(所得税)	207 青白区分チェックボックス
155 老年者控除	208 分離区分チェックボックス
156 寡婦・寡夫控除	209 損失区分チェックボックス
157 勤労学生控除	210 修正区分チェックボックス
158 障害者控除	211 特農区分チェックボックス
159 配偶者控除	212 還付区分チェックボックス
160 配偶者特別控除	213 支払者氏名名称

項目名	項目名
214 支払者電話番号	265 分離長期一般条文CD
215 支払者住所居住地	266 分離長期特定条文CD
216 受給者番号	267 分離長期軽課条文CD
217 就職区分チェックボックス	268 分離長期居住条文CD
218 就職年月日	
219 退職区分チェックボックス	
220 退職年月日	
221 年調済区分チェックボックス	
222 訂正分給報区分チェックボックス	
223 租税条約区分チェックボックス	
224 普徴区分チェックボックス	
225 乙欄区分チェックボックス	
226 死亡退職区分チェックボックス	
227 災害者区分チェックボックス	
228 外国人区分チェックボックス	
229 専給区分チェックボックス	
230 前職区分チェックボックス	
231 平均課税区分チェックボックス	
232 総所得入力金額合計	
233 総所得算出金額合計	
234 総所得控除入力金額合計	
235 総所得控除算出金額合計	
236 住宅控除適用数	
237 住宅控除居住年月日	
238 住宅控除区分	
239 強制均等割り課税CDコンボボックス	
240 利用者識別番号	
241 ファイル種別	
242 申告区分	
243 確定申告書区分	
244 課税異動事由CD	
245 取込区分	
246 異動年月日	
247 局署番号	
248 整理番号	
249 バッチ番号	
250 受付番号	
251 連絡データ作成年月日	
252 団体確認用CD	
253 台帳番号	
254 ファイル名	
255 専従青白区分	
256 配専区分	
257 他専人数	
258 専従者支払入力額	
259 専従者支払算出額	
260 専従主宛名番号	
261 配偶者宛名番号	
262 専従者明細 (取消区分・氏名・生年月日・宛名番号・ 専従者給与収入・一連番号・金額有FLG)	
263 分離短期一般条文CD	
264 分離短期軽減条文CD	

(別紙2)-(3) 特定個人情報ファイルの記録項目

課税台帳ファイル		※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。	
項目名		項目名	
1	課税年度	55	分離短期譲渡特別控除前(軽減)
2	宛名番号	56	分離短期譲渡所得(軽減)
3	個人番号(※)	57	分離短期譲渡課税所得
4	更新年月日	58	分離長期譲渡特別控除前(一般)
5	更新職員ID	59	分離長期譲渡所得(一般)
6	課税所得情報	60	分離長期譲渡特別控除前(特定)
7	課税区分	61	分離長期譲渡所得(特定)
8	申告区分	62	分離長期譲渡特別控除前(軽減)
9	事業所番号	63	分離長期譲渡所得(軽減)
10	資料管理番号	64	分離長期譲渡課税所得
11	控除対象配偶者区分	65	分離株式譲渡所得(一般)
12	同一生計配偶者区分	66	分離株式譲渡所得(新株)
13	本人該当	67	分離株式譲渡所得
14	配偶者未成年区分	68	分離株式譲渡課税所得
15	障害区分	69	山林所得特別控除前
16	老人・寡婦・勤労学生区分	70	山林所得
17	扶養人数	71	山林課税所得
18	特定	72	退職所得
19	年少	73	退職課税所得
20	老人同居	74	総合課税所得
21	老人	75	総合短期譲渡特別控除前
22	その他	76	総合長期譲渡特別控除前
23	その他(16歳以上18歳以下)	77	一時所得特別控除前
24	その他(23歳以上69歳以下)	78	先物取引所得
25	扶養障害人数	79	先物取引課税所得
26	特別障害者人数	80	分離株式譲渡所得(未公開)
27	普通障害者人数	81	分離株式譲渡所得(上場)
28	都道府県民税額	82	分離配当所得
29	均等割額	83	分離配当課税所得
30	所得割額	84	株式譲渡繰越控除
31	市町村民税額	85	先物取引繰越控除
32	均等割額	86	居住用財産繰越控除
33	所得割額	87	配当所得
34	年税額	88	非居住特例
35	普通徴収	89	変動所得
36	特別徴収	90	前年変動所得
37	年金特徴	91	前々年変動所得
38	公年所得算出税額	92	臨時所得
39	給年所得算出税額	93	平均課税対象額
40	所得金額	94	純損失
41	営業等所得	95	雑損失
42	農業所得	96	総所得金額等
43	その他事業所得	97	一般給与所得
44	不動産所得	98	公的年金所得
45	利子所得	99	その他雑所得
46	配当所得(所得税)	100	免税所得
47	給与所得	101	特例肉用牛所得(売却額)
48	雑所得	102	土地等事業所得
49	総合短期譲渡所得	103	超短期土地等事業所得
50	総合長期譲渡所得	104	非課税所得
51	一時所得	105	特例肉用牛課税所得
52	長短期一時所得1/2		
53	分離短期譲渡特別控除前(一般)		
54	分離短期譲渡所得(一般)		

項目名	項目名
106 収入金額	156 控除金額
107 営業等収入	157 雑損控除
108 農業収入	158 医療費控除
109 その他事業収入	159 社会保険料控除
110 不動産収入	160 小規模共済掛金控除
111 利子収入	161 生命保険料控除
112 配当収入	162 損害保険料控除
113 給与収入	163 寄附金控除
114 雑収入(公的年金)	164 寄附金控除(所得税)
115 雑収入(その他)	165 老年者控除
116 分離株式譲渡収入(一般)	166 寡婦・寡夫控除
117 分離株式譲渡収入(新株)	167 勤労学生控除
118 退職収入	168 障害者控除
119 専従者給与収入	169 配偶者控除
120 専従者給与所得	170 配偶者特別控除
121 先物取引収入	171 扶養控除
122 分離株式譲渡収入(未公開)	172 基礎控除
123 分離株式譲渡収入(上場)	173 配偶者合計所得
124 分離配当収入	174 専従者控除合計額
125 総合短期譲渡収入	175 地震保険料控除
126 総合長期譲渡収入	176 特別控除額
127 一時収入	177 配当控除
128 分離短期譲渡収入(一般)	178 住宅取得等特別控除
129 分離短期譲渡収入(軽減)	179 政党等寄附金特別控除
130 分離長期譲渡収入(一般)	180 災害減免額
131 分離長期譲渡収入(特定)	181 外国税額控除
132 分離長期譲渡収入(軽減)	182 定率減税額
133 山林収入	183 分離短期譲渡特別控除(一般)
134 支払金額	184 分離短期譲渡特別控除(軽減)
135 医療費支払額	185 分離長期譲渡特別控除(一般)
136 旧個人年金保険料	186 分離長期譲渡特別控除(特定)
137 旧長期保険料	187 分離長期譲渡特別控除(軽減)
138 社会保険料	188 山林所得特別控除
139 寄附金支払額(特例控除)	189 総合譲渡特別控除
140 寄附金支払額(市町村指定)	190 一時所得特別控除
141 寄附金支払額(道府県指定)	191 住宅耐震改修特別控除
142 寄附金支払額(募金・日赤)	192 住宅借入金等特別控除可能額
143 1号支払額	193 電子証明書等特別控除
144 2号支払額	194 住宅借入金等特別控除見込額
145 3号支払額	195 長期優良住宅新築等特別税額控除
146 短期保険料	196 既存住宅特定改修特別税額控除
147 旧一般生命保険料	197 認定NPO法人等特別税額控除
148 地震保険料	198 配当割
149 新一般生命保険料	199 株式譲渡所得割
150 新個人年金保険料	200 特定支出控除
151 介護医療保険料	201 退職所得控除額
152 国民年金保険料等の金額	202 外国税額控除対象額(道府県民税)
153 医療費補てん額	203 外国税額控除対象額(市町村民税)
154 寄附金支払額(所得税)	204 投資・リース税額控除
155 寄附金支払額(地方税)	

項目名	項目名
205 税額	258 課税標準金額
206 分離短期譲渡所得税額	259 減免額
207 分離長期譲渡所得税額	259 既課税額
208 分離株式譲渡所得税額	260 充当額
209 山林所得税額	261 還付額合計
210 退職所得税額	262 年金税額
211 総合所得税額	263 既充当債権徴収額
212 差引所得税額	264 年金特徴税額 優先値
213 再差引所得税額	265 減免事由
214 源泉徴収税額	266 減免事由名称
215 申告納税額	267 減免通知年月日
216 控除前所得税額	268 減免区分
217 還付所得税額	269 減免区分名称
218 先物取引所得税額	270 保留区分
219 分離配当所得税額	271 保留区分名称
220 還付充当可能額(配当割・譲渡割)	272 減免開始年月日
221 1号源泉徴収税額	273 減免終了年月日
222 2号源泉徴収税額	274 被災状況CD
223 3号源泉徴収税額	275 被災状況名称
224 定率減税後所得税額	276 被災年月日
225 申告所得税額	277 減免申請年月日
226 特例肉用牛所得税額	278 交付開始年月日
227 必要経費	279 減免前年税額
228 総合短期譲渡必要経費	280 減免状況
229 総合長期譲渡必要経費	281 減免状況名称
230 一時必要経費	282 分離短期一般条文CD
231 分離短期譲渡必要経費(一般)	283 分離短期軽減条文CD
232 分離短期譲渡必要経費(軽減)	284 分離長期一般条文CD
233 分離長期譲渡必要経費(一般)	285 分離長期特定条文CD
234 分離長期譲渡必要経費(特定)	286 分離長期軽減条文CD
235 分離長期譲渡必要経費(軽減)	287 分離長期居住条文CD
236 株式譲渡必要経費(未公開)	288 内特徴切替区分
237 株式譲渡必要経費(上場)	289 納通不作成
238 先物取引必要経費	290 異動年月日
239 山林必要経費	291 資料区分
240 株式譲渡必要経費(一般)	292 受給者番号
241 株式譲渡必要経費(新株)	293 月割開始
242 分離配当必要経費	294 納税者番号
243 相当年度	295 期割開始
244 徴収区分	296 租税条約区分
245 異動事由	297 年特変更月
246 決定年月日	298 強制均等割課税
247 発付年月日	299 給報資料枚数
248 合計所得金額	300 年金資料枚数
249 総所得金額等	301 確申資料枚数
250 所得控除合計	302 地申資料枚数
251 専従配専	303 その他資料枚数
252 専従他専	
253 通知事由ボタン	
254 平均課税チェックボックス	
255 年金特徴チェックボックス	
256 年金特徴税額保持チェックボックス	
257 専従青白区分後コンボボックス	

(別紙3)提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(別表第二より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたらその都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	番号法別表第2の 37項	特別支援学校への就学奨励 に関する法律による特別支援 学校への就学のため必要な 経費の支弁に関する事務であ って主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	特別支援学校への就学奨励に 関する法律による特別支援学 校への就学のため必要な経費 の支弁に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に 該当する者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
都道府県教育 委員会又は市 町村教育委員 会	番号法別表第2の 38項	学校保健安全法による医療に 要する費用についての援助に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	学校保健安全法による医療に 要する費用についての援助に 関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
国家公務員共 済組合	番号法別表第2の 39項	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めら れた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
国家公務員共 済組合連合会	番号法別表第2の 40項	国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長期 給付に関する施行法による年 金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	国家公務員共済組合法又は 国家公務員共済組合法の長期 給付に関する施行法による年 金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
市町村長又は 国民健康保険 組合	番号法別表第2の 42項	国民健康保険法による保険給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	国民健康保険法による保険給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の 48項	国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分 又は保険料その他徴収金の 徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	国民年金法による年金である 給付若しくは一時金の支給、保 険料の納付に関する処分又は 保険料その他徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する 者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の 53項	知的障害者福祉法による障害 福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は 費用の徴収に関する事務であ って主務省令で定められた 用途	地方税関係情報(課 税年度別の個人住 民税情報)	10万人以上 100万人未 満	知的障害者福祉法による障害 福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であ って主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の 64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 等	番号法別表第2の 65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	番号法別表第2の 66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 等	番号法別表第2の 67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の 70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣 又は都道府県知事	番号法別表第2の 71項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市長村長	番号法別表第2の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高等学校就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する 存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度
都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら その都度

情報提供ネットワークシステム以外で提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
特別徴収義務者・企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	当該課税台帳に記載されているもの	・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) ・紙 ・その他(eLTax)	5月及び随時
税務署	番号法第19条第9号	扶養控除否認事項を税務署にて把握するため	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	当該課税台帳に記載されているもの	・紙 ・その他(eLTax)	8月9月及び随時